

第11回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月15日（金）

11：30～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）社会経済活動再開に向けたガイドライン（案）について

- ・ガイドラインの策定
- ・ガイドラインに基づく警戒度判断

（2）ガイドラインに基づく自粛要請（案）について

（3）各部局報告事項

（4）その他

4 閉 会

(案)

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

1 趣旨及び目的

5月14日(木)、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、群馬県の緊急事態措置を終了しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様には引き続き、外出自粛及び休業をお願いしているところです。今後、外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定しました。

2 ガイドライン策定の背景

現在、新規感染者数は落ち着きを見せているものの、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが想定されます。そこで、県としてガイドラインを作成し、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に解除していく方針です。

3 ガイドラインのポイント

○判断基準とは・・・

・感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。

○警戒度とは・・・

・県内外の感染拡大の状態を4段階で設定したものです。

○行動基準とは・・・

・県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて決まります

◎行動基準の段階的な緩和の流れ

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げていきます。そして警戒度に応じた行動基準によって、県民や事業者のみなさまに外出自粛や休業要請をお願いします。

※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には迅速に判断します。

4 感染拡大防止と新しい生活様式の実践

再開後の感染再拡大に備えるため、社会経済活動再開の条件として、事業者の皆様にご各団体や業界ごとのガイドラインを策定し、感染防止対策を徹底していただきます。また、県民を挙げての「新しい生活様式」の実践をお願いすることとなります。

県としても、PCR検査数の拡充により、県内の感染状況を早期に把握するとともに、医療提供体制の整備を図り、感染の第二波、第三波に備えていきます。

5 施行日

令和2年5月15日(金)

※県内の感染者の状況、近隣都県の状況等により、内容を修正することがあります。

<ガイドラインのポイント>

2週間ごとに検討

ただし警戒度を上げる場合は**迅速**に判断



現状を評価する「判断基準」と、警戒度に応じた「行動基準」の大きく2つの要素からなります。

判断基準は、「客観的な数値」と「総合的な状況」の2つを設定しており、判断基準には数値によらない「総合的な状況」を加えることで、包括的な基準としています。

行動基準は、警戒度に応じた4段階で設定しました。

判断基準に基づき、2週間ごとに状況进行评估し、判断基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げるという仕組みとしています。

警戒度を下げる際には、1段階ずつ下げることになりますが、大規模なクラスターの発生などの急激に感染状況が悪化した場合は、2週間の評価期間を待つことなく弾力的に評価を行い、警戒度を即時に引き上げるという対応を取る可能性もあります。

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

| 項目 | | 内容 | 現在値 (月 日) | 過去最高値 |
|-------------|-----------------|---------------------------------------|--------------|-------|
| 1 感染状況 | (1)新規感染者数 | 平均 5 人/日 以下かつ減少傾向 | 人 | 7.5人 |
| | (2)経路不明の感染者数の割合 | 経路不明が 1/3 以下 or 1 人未満/日 | % | 40.0% |
| | (3)PCR検査の陽性率 | 平均 5 %以下 | % | 13.4% |
| 2 医療提供体制 | (1)重症・重篤例への診療体制 | ①ECMO使用 (重症症例) 4 台以下 | 7台中 台 | 2 |
| | | ②人工呼吸器使用 (重症症例) 10 台以下 | 23台中 台 | - |
| | (2)病床の稼働率 | 感染者用病床の稼働率 50 %以下 | % | 74.8% |

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動していく。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、PCR検査の陽性率、重症・重篤例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

医療提供体制は、体制整備の進展に応じ、項目の中身や基準の内容を随時見直していきます。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

| 項目 | | 内容 |
|-------------|-----------------|---|
| 1 感染状況 | 介護施設等の状況 | 介護施設等の発熱状況がモニターされていること。 |
| | 近隣都県の感染状況 | 東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること) |
| | 群馬県の感染状況 | 群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。 |
| | 入院状況 | 5月9日現在の平均入院期間21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。 |
| 2 医療提供体制 | PCR検査件数 | 1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。 |
| | 院内感染制御 | 病院が、相当数のPPEの備蓄があること(60日分程度) |
| | 一般医療への影響 | 治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。 |
| | 疑似症患者への医療等 | 疑似症患者の入院状況 |
| | 軽症者等の宿泊療養施設の確保等 | 感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。 |

警戒度移行の判断基準は、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、陽性者の約半分が介護施設の関係者であり、亡くなられた方のほとんどが入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

特に重要な点は、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

＜4段階の警戒度と行動基準＞

| 警戒度 | | 個人 | | | 事業者 | | 【参考】 |
|-----|-------------------------------------|----|------|-----------------|---|--------------------|------------------------|
| 区分 | 状態 | 外出 | 県外移動 | イベント | 休業等 | 勤務形態 | 学校 |
| 4 | 県内、都内ともに感染リスクが大きい | × | × | × | ・遊技・遊園施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (7割目標) | × |
| 3 | 県内では感染リスクが抑制されているが都内では依然として感染リスクが高い | △ | × | △ 10人以下のものは可 | 一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (5割目標) | × |
| 2 | 県内、都内ともに感染リスクが抑制されている | △ | ○ | △ 50人以下のものは可 | 全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (3割目標) | △ |
| 1 | 県内、都内ともに感染リスクが低い | ○ | ○ | ○ | 全面解除 | テレワークの推奨 | △→○ 分散(週5) →通常登校 |

※1 全段階で「新しい生活様式」を實踐、多様な感染防止対策を徹底
 ※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対応方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。政府の基本的対処方針の内容によって、現在「○」としている行動であっても、皆様に別途要請を行う可能性があります。

警戒度4は、県民・事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業休止を要請しています。

警戒度3は、外出自粛要請が解除となりますが、不要不急の移動は最小限としてください。事業者においては、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。

警戒度2は、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動が再開可能となります。感染拡大防止対策の徹底と「新しい生活様式」の實踐が前提となりますが、感染のリスクが高いとされている場所についても、営業再開が可能となります。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

外出や営業を認めるのは、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を實踐している場合に限りです。事業者の皆様は、感染防止対策の徹底をお願いします。

<行動基準一覧表>

| 警戒度 | 状態 | 県民 | 事業者 | [参考]学校 |
|-----|---------------------------------------|---|---|--|
| 4 | 県内、都内ともに感染リスクが大きい | <ul style="list-style-type: none"> 外出自粛(7割～8割の外出削減) ※通院、食料買い出しを除く 都道府県をまたいだ移動の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> 休業要請／企業名公表 テレワークを推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛 |
| 3 | 県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが大きい | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の自粛 ※仕事、帰省、旅行など理由を問わず リスクが高い場所へは外出自粛 高齢者や基礎疾患患者は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 徹底的な防止策を講じた上で、10人以下のイベント開催や、施設利用も可能 不要不急の移動の最小化 | <ul style="list-style-type: none"> 休業要請の段階的解除 テレワークの推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 不要不急の移動の最小化 | <ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛 |
| 2 | 県内、都内ともに感染リスクが抑制されている | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の再開 リスクが高い場所へは、外出自粛 高齢者や基礎疾患のある人は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 50人以下のイベント開催が可能 不要不急の移動の再開 | <ul style="list-style-type: none"> 休業要請の全面解除 テレワークを推奨(3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設・病院での面会禁止 不要不急の移動の再開 | <ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週2～3日) 部活自粛 |
| 1 | 県内、都内ともに感染リスクが極めて低い | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流を再開 ※物理的距離をしっかりと確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らすこと 外出時は「新しい生活様式」を厳守 全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにすること | <ul style="list-style-type: none"> テレワークを推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会再開 ※「新しい生活様式」を厳格に保つこと 特段の規制なく、就業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週5日) ↓ 通常登校 部活3密を防ぐ工夫をして実施 |

※全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底
 ※国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

<休業要請の段階的な解除>

○「感染防止対策の徹底」、「新しい生活様式の実践」が条件

警戒度3

- これまでにクラスターが基本的に発生していない施設等で営業再開
- 居酒屋、飲食店での時間短縮営業を解除
- 10人以下のイベント

警戒度2

- 全施設で営業再開
(スポーツクラブ等の屋内運動施設、
バー、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、
カラオケ・ライブハウス等も可能)
- 50人以下のイベント

事業者の休業要請の段階的解除は、上記のとおりです。

社会経済活動の再開は、感染防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が条件となっています。

警戒度3は、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所（接待を伴う夜間の飲食店、屋内運動施設（スポーツクラブ等）、ライブハウス、カラオケ等）を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。居酒屋、飲食店等の時短営業要請も解除します。

警戒度2は、これまで営業休止を要請している全施設で営業再開が可能となります。

各業界、事業者の皆様は、感染防止対策ガイドラインを作成し、徹底することで、感染拡大を起こさないような対策を行ってください。

適切な感染防止対策

発熱者等の施設への入場防止

- ・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
- ・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止

- ・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
- ・ 十分な座席間隔（四方を開けた席配置等）を確保する
- ・ 入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保（約2m間隔の確保）
- ・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

飛沫感染、接触感染の防止

- ・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・ 対面機会の削減（または、ビニールカーテン等の設置）
- ・ 大声での会話が発生しない環境作り（利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等）
- ・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用

移動時の感染防止

- ・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩出勤の推進）
- ・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
- ・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- ずれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお箸口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|------------|----------------|------|-------------|--|
| 遊興施設等 | キャバレー | 対象 | 2 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | ナイトクラブ | 対象 | 2 | |
| | ダンスホール | 対象 | 2 | |
| | スナック | 対象 | 2 | |
| | バー | 対象 | 2 | |
| | ダーツバー | 対象 | 2 | |
| | パブ | 対象 | 2 | |
| | 性風俗店 | 対象 | 2 | |
| | デリヘル | 対象 | 2 | |
| | アダルトショップ | 対象 | 2 | |
| | ストリップ劇場 | 対象 | 2 | |
| | 個室ビデオ店 | 対象 | 2 | |
| | ネットカフェ | 対象 | 2 | |
| | 漫画喫茶 | 対象 | 2 | |
| | カラオケボックス | 対象 | 2 | |
| | 射的場 | 対象 | 2 | |
| | ライブハウス | 対象 | 2 | |
| 場外馬(車・舟)券場 | 対象 | 2 | | |
| 大学・学習塾等 | 大学 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | 専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 専修学校・各種学校 | 対象 | 2 | |
| | 日本語学校・外国語学校 | 対象 | 2 | |
| | インターナショナルスクール | 対象 | 2 | |
| | 自動車教習所 | 対象 | 3 | |
| | 学習塾 | 対象 | 3 | |
| | オンライン授業 | 対象外 | - | |
| | 家庭教師 | 対象外 | - | |
| | 英会話教室 | 対象 | 3 | |
| | 音楽教室 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋教室 | 対象 | 3 | |
| | 生け花・茶道・書道・絵画教室 | 対象 | 3 | |
| | そろばん教室 | 対象 | 3 | |
| | バレエ教室 | 対象 | 3 | |
| 体操教室 | 対象 | 3 | | |

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|---------|---------------------------------|------|-------------|---|
| 文教施設 | 幼稚園 | 対象 | 2※ | 【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請 ※県立学校は6月1日から段階的に再開予定。市町村立学校は、県立学校と同一歩調をとるよう求める。 |
| | 小学校 | 対象 | 2※ | |
| | 中学校 | 対象 | 2※ | |
| | 義務教育学校 | 対象 | 2※ | |
| | 高等学校 | 対象 | 2※ | |
| | 高等専修学校 | 対象 | 2 | |
| | 高等専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 中等教育学校 | 対象 | 2※ | |
| | 特別支援学校 | 対象 | 2※ | |
| 運動・遊技施設 | 体育館 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。 |
| | 屋内・屋外水泳場 | 対象 | 2 | |
| | ボウリング場 | 対象 | 2 | |
| | スケート場 | 対象 | 2 | |
| | ゴルフ練習場(※) | 対象外 | 3 | |
| | バッティング練習場(※) | 対象外 | 3 | |
| | 陸上競技場(☆) | 対象外 | 3 | |
| | 野球場(☆) | 対象外 | 3 | |
| | テニスコート(☆) | 対象外 | 3 | |
| | 柔剣道場 | 対象 | 2 | |
| | 弓道場 | 対象外 | — | |
| | スポーツクラブ | 対象 | 2 | |
| | ホットヨガ、ヨガスタジオ | 対象 | 2 | |
| | マージャン店 | 対象 | 2 | |
| | パチンコ屋 | 対象 | 2 | |
| | ゲームセンター | 対象 | 2 | |
| | テーマパーク | 対象 | 2 | |
| 遊園地 | 対象 | 2 | | |
| 劇場等 | 劇場 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) |
| | 観覧場 | 対象 | 3 | |
| | プラネタリウム | 対象 | 3 | |
| | 映画館 | 対象 | 3 | |
| | 演芸場 | 対象 | 3 | |
| 集会・展示施設 | 集会場 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請(床面積の合計にかかわらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請)) |
| | 公会堂 | 対象 | 3 | |
| | 展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの) | 対象 | 3 | |
| | 貸会議室 | 対象 | 3 | |
| | 文化会館 | 対象 | 3 | |
| | 多目的ホール | 対象 | 3 | |
| | 神社 | 対象外 | — | |
| | 寺院 | 対象外 | — | |
| 教会 | 対象外 | — | | |

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|---------|-----------------------|------|-------------|--|
| 集会・展示施設 | 博物館 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | 美術館 | 対象 | 3 | |
| | 図書館 | 対象 | 3 | |
| | ホテル(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 旅館(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 科学館 | 対象 | 3 | |
| | 記念館 | 対象 | 3 | |
| | 水族館 | 対象 | 3 | |
| | 動物園 | 対象 | 3 | |
| | 植物園 | 対象 | 3 | |
| 商業施設 | ペットショップ(ペットフード売り場を除く) | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | ペット美容室(トリミング) | 対象 | 3 | |
| | 宝石類や金銀の販売店 | 対象 | 3 | |
| | 住宅展示場(戸建て、マンション) | 対象 | 3 | |
| | 古物商(質屋を除く。) | 対象 | 3 | |
| | 金券ショップ | 対象 | 3 | |
| | 古本屋 | 対象 | 3 | |
| | おもちゃ屋、鉄道模型屋 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋盤店 | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオショップ | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオレンタル | 対象 | 3 | |
| | アウトドア用品、スポーツグッズ店 | 対象 | 3 | |
| | ゴルフショップ | 対象 | 3 | |
| | 土産物屋 | 対象 | 3 | |
| | 旅行代理店(店舗) | 対象 | 3 | |
| | アイドルグッズ専門店 | 対象 | 3 | |
| | ネイルサロン | 対象 | 3 | |
| | まつ毛エクステンション | 対象 | 3 | |
| | スーパー銭湯 | 対象 | 3 | |
| | 岩盤浴 | 対象 | 3 | |
| | サウナ | 対象 | 3 | |
| | エステサロン | 対象 | 3 | |
| | 日焼けサロン | 対象 | 3 | |
| | 脱毛サロン | 対象 | 3 | |
| | 写真屋 | 対象 | 3 | |
| | フォトスタジオ | 対象 | 3 | |
| | 美術品販売 | 対象 | 3 | |
| 展望室 | 対象 | 3 | | |

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|---------|---------------------|------|-------------|---|
| 大学・学習塾等 | 大学 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | 専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 専修学校・各種学校 | 対象 | 2 | |
| | 日本語学校・外国語学校 | 対象 | 2 | |
| | インターナショナルスクール | 対象 | 2 | |
| | 自動車教習所 | 対象 | 3 | |
| | 学習塾 | 対象 | 3 | |
| | オンライン授業 | 対象外 | - | |
| | 家庭教師 | 対象外 | - | |
| | 英会話教室 | 対象 | 3 | |
| | 音楽教室 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋教室 | 対象 | 3 | |
| | 生け花・茶道・書道・絵画教室 | 対象 | 3 | |
| | そろばん教室 | 対象 | 3 | |
| | バレエ教室 | 対象 | 3 | |
| 体操教室 | 対象 | 3 | | |
| 集会・展示施設 | 博物館 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。 |
| | 美術館 | 対象 | 3 | |
| | 図書館 | 対象 | 3 | |
| | ホテル(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 旅館(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 科学館 | 対象 | 3 | |
| | 記念館 | 対象 | 3 | |
| | 水族館 | 対象 | 3 | |
| | 動物園 | 対象 | 3 | |
| | 植物園 | 対象 | 3 | |

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する警戒度 | 備考 |
|------|-----------------------|------|---------|--|
| 商業施設 | ペットショップ(ペットフード売り場を除く) | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | ペット美容室(トリミング) | 対象 | 3 | |
| | 宝石類や金銀の販売店 | 対象 | 3 | |
| | 住宅展示場(戸建て、マンション) | 対象 | 3 | |
| | 古物商(質屋を除く。) | 対象 | 3 | |
| | 金券ショップ | 対象 | 3 | |
| | 古本屋 | 対象 | 3 | |
| | おもちゃ屋、鉄道模型屋 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋盤店 | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオショップ | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオレンタル | 対象 | 3 | |
| | アウトドア用品、スポーツグッズ店 | 対象 | 3 | |
| | ゴルフショップ | 対象 | 3 | |
| | 土産物屋 | 対象 | 3 | |
| | 旅行代理店(店舗) | 対象 | 3 | |
| 商業施設 | アイドルグッズ専門店 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | ネイルサロン | 対象 | 3 | |
| | まつ毛エクステンション | 対象 | 3 | |
| | スーパー銭湯 | 対象 | 3 | |
| | 岩盤浴 | 対象 | 3 | |
| | サウナ | 対象 | 3 | |
| | エステサロン | 対象 | 3 | |
| | 日焼けサロン | 対象 | 3 | |
| | 脱毛サロン | 対象 | 3 | |
| | 写真屋 | 対象 | 3 | |
| | フォトスタジオ | 対象 | 3 | |
| | 美術品販売 | 対象 | 3 | |
| | 展望室 | 対象 | 3 | |

③ 基本的に休止を要請しない施設

飲食店・居酒屋等の食事提供施設については、警戒度3において、営業時間短縮の協力要請を解除
(適切な感染防止対策の徹底を依頼)

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

| 項目 | | 内容 | 現在値 (5/14) | 過去最高値 |
|-------------|-----------------|---|-----------------|---------------|
| 1 感染状況 | (1)新規感染者数 | 平均 5 人/日 以下 かつ 減少傾向 | 0.1 人 | 7.5 人 |
| | (2)経路不明の感染者数 | 経路不明が 1 / 3 以下 or 1 人未満/日 | 0.1 人 | 40.0% |
| | (3)PCR検査の陽性率 | 平均 5 %以下 | 0.2 % | 13.4% |
| 2 医療提供体制 | (1)重症・重篤例への診療体制 | ①ECMO使用（超重症者） 4 台以下 | 7台中 0 台 | 2 |
| | | ②人工呼吸器使用（重症者） 10 台以下 | 23台中 1 台 | — |
| | (2)病床の稼働率 | 感染者用病床の稼働率 50 %以下 | 25.7 % | 74.8 % |

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動していく。

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく 要請について（案）（5月16日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年5月16日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

5月16日（土）から警戒度「3」に移行

4 ガイドライン警戒度「3」における要請の概要

【社会経済活動再開のガイドライン抜粋「4段階の警戒度と行動基準」より】

| 警戒度 | | 個人 | | | 事業者 | | 【参考】 学校 |
|-----|-------------------------------------|----|------|-----------------|---|--------------------|------------------------|
| 区分 | 状態 | 外出 | 県外移動 | イベント | 休業等 | 勤務形態 | |
| 4 | 県内、都内ともに感染リスクが大きい | × | × | × | ・遊技・遊園施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (7割目標) | × |
| 3 | 県内では感染リスクが抑制されているが都内では依然として感染リスクが高い | △ | × | △ 10人以下のものは可 | 一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (5割目標) | × |
| 2 | 県内、都内ともに感染リスクが抑制されている | △ | ○ | △ 50人以下のものは可 | 全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (3割目標) | △ |
| 1 | 県内、都内ともに感染リスクが低い | ○ | ○ | ○ | 全面解除 | テレワークの推奨 | △→○ 分散(週5) →通常登校 |

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策を徹底

※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

5 県民の皆様への要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の事項について協力を要請します。

(1)外出について

- ・現にクラスターが多数発生している夜間の接待を伴う飲食店や、いわゆる3つの「密」状態が発生しやすく、感染リスクが高いと思われる場所への外出は控えてください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方については、生活に必要な場合を除いて、外出を控えてください。
- ・不要不急の移動は、できるだけ控えてください。

(2)県外への移動について

- ・他の都道府県への往来は、仕事・帰省・旅行等理由を問わず控えてください。特に、緊急事態宣言の対象区域となっている、特定警戒都道府県への往来は自粛することを強く求めます。

(3)イベント等の開催、参加について

- ・引き続き、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催や参加は控えてください。
- ・特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、原則延期または中止といただくよう、慎重な対応を求めます。
- ・参加者が10人程度の小規模イベント等については、自粛を求めませんが、別表に掲げる適切な感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・政府専門家会議で示された、「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

6 事業者のみなさまへの要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の事項について協力を要請します。

(1) 感染防止対策の徹底について

- すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 各種業界団体等において、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。

(2) 休業要請について

- 下記表で掲げる施設の事業者については、引き続き施設の使用停止の協力を要請します。（休業要請）

【引き続き施設の使用停止の協力を要請する施設一覧表】

| 施設の種類 | 施設 |
|---------|---|
| 遊興施設等 | ナイトクラブ、バー、ダーツバー、カラオケボックス、ライブハウス など |
| 大学・学習塾等 | 大学、専門学校、専修学校など (自動車教習所、学習塾など、一部対象施設を解除) ※床面積1,000㎡以下の施設は特措法によらない協力依頼 |
| 文教施設 | 幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 など |
| 運動・遊技施設 | 体育館、水泳場、スポーツクラブなどの屋内の運動施設、ボーリング場、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター など (ゴルフ練習場、バッティング場など一部対象施設を解除) |

※具体的な対象施設については、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」別添資料の「警戒度に応じた休業要請対象施設例」を参照願います。

(3) 勤務形態等について

- 「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（出勤者の5割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- 高齢者施設や病院等については、感染防止のため、面会禁止とするようお願いいたします。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

| | |
|----------------------------|--|
| 発熱者等の施設への入場防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限 |
| 3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける ・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する ・入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保(約2m間隔の確保) ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用) |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置) ・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等) ・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用 |
| 移動時の感染防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限 |

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|------------|----------------|------|-------------|--|
| 遊興施設等 | キャバレー | 対象 | 2 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | ナイトクラブ | 対象 | 2 | |
| | ダンスホール | 対象 | 2 | |
| | スナック | 対象 | 2 | |
| | バー | 対象 | 2 | |
| | ダーツバー | 対象 | 2 | |
| | パブ | 対象 | 2 | |
| | 性風俗店 | 対象 | 2 | |
| | デリヘル | 対象 | 2 | |
| | アダルトショップ | 対象 | 2 | |
| | ストリップ劇場 | 対象 | 2 | |
| | 個室ビデオ店 | 対象 | 2 | |
| | ネットカフェ | 対象 | 2 | |
| | 漫画喫茶 | 対象 | 2 | |
| | カラオケボックス | 対象 | 2 | |
| | 射的場 | 対象 | 2 | |
| | ライブハウス | 対象 | 2 | |
| 場外馬(車・舟)券場 | 対象 | 2 | | |
| 大学・学習塾等 | 大学 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請) |
| | 専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 専修学校・各種学校 | 対象 | 2 | |
| | 日本語学校・外国語学校 | 対象 | 2 | |
| | インターナショナルスクール | 対象 | 2 | |
| | 自動車教習所 | 対象 | 3 | |
| | 学習塾 | 対象 | 3 | |
| | オンライン授業 | 対象外 | - | |
| | 家庭教師 | 対象外 | - | |
| | 英会話教室 | 対象 | 3 | |
| | 音楽教室 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋教室 | 対象 | 3 | |
| | 生け花・茶道・書道・絵画教室 | 対象 | 3 | |
| | そろばん教室 | 対象 | 3 | |
| | バレエ教室 | 対象 | 3 | |
| 体操教室 | 対象 | 3 | | |

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|---------|---------------------------------|------|-------------|---|
| 文教施設 | 幼稚園 | 対象 | 2※ | 【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請 ※県立学校は6月1日から段階的に再開予定。市町村立学校は、県立学校と同一歩調をとるよう求める。 |
| | 小学校 | 対象 | 2※ | |
| | 中学校 | 対象 | 2※ | |
| | 義務教育学校 | 対象 | 2※ | |
| | 高等学校 | 対象 | 2※ | |
| | 高等専修学校 | 対象 | 2 | |
| | 高等専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 中等教育学校 | 対象 | 2※ | |
| | 特別支援学校 | 対象 | 2※ | |
| 運動・遊技施設 | 体育館 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。 |
| | 屋内・屋外水泳場 | 対象 | 2 | |
| | ボウリング場 | 対象 | 2 | |
| | スケート場 | 対象 | 2 | |
| | ゴルフ練習場(※) | 対象外 | 3 | |
| | バッティング練習場(※) | 対象外 | 3 | |
| | 陸上競技場(☆) | 対象外 | 3 | |
| | 野球場(☆) | 対象外 | 3 | |
| | テニスコート(☆) | 対象外 | 3 | |
| | 柔剣道場 | 対象 | 2 | |
| | 弓道場 | 対象外 | — | |
| | スポーツクラブ | 対象 | 2 | |
| | ホットヨガ、ヨガスタジオ | 対象 | 2 | |
| | マージャン店 | 対象 | 2 | |
| | パチンコ屋 | 対象 | 2 | |
| | ゲームセンター | 対象 | 2 | |
| | テーマパーク | 対象 | 2 | |
| 遊園地 | 対象 | 2 | | |
| 劇場等 | 劇場 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) |
| | 観覧場 | 対象 | 3 | |
| | プラネタリウム | 対象 | 3 | |
| | 映画館 | 対象 | 3 | |
| | 演芸場 | 対象 | 3 | |
| 集会・展示施設 | 集会場 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請(床面積の合計にかかわらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請)) |
| | 公会堂 | 対象 | 3 | |
| | 展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの) | 対象 | 3 | |
| | 貸会議室 | 対象 | 3 | |
| | 文化会館 | 対象 | 3 | |
| | 多目的ホール | 対象 | 3 | |
| | 神社 | 対象外 | — | |
| | 寺院 | 対象外 | — | |
| 教会 | 対象外 | — | | |

① 特措法による協力要請を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する警戒度 | 備考 |
|---------|-----------------------|------|---------|--|
| 集会・展示施設 | 博物館 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) |
| | 美術館 | 対象 | 3 | |
| | 図書館 | 対象 | 3 | |
| | ホテル(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 旅館(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 科学館 | 対象 | 3 | |
| | 記念館 | 対象 | 3 | |
| | 水族館 | 対象 | 3 | |
| | 動物園 | 対象 | 3 | |
| | 植物園 | 対象 | 3 | |
| 商業施設 | ペットショップ(ペットフード売り場を除く) | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) |
| | ペット美容室(トリミング) | 対象 | 3 | |
| | 宝石類や金銀の販売店 | 対象 | 3 | |
| | 住宅展示場(戸建て、マンション) | 対象 | 3 | |
| | 古物商(質屋を除く。) | 対象 | 3 | |
| | 金券ショップ | 対象 | 3 | |
| | 古本屋 | 対象 | 3 | |
| | おもちゃ屋、鉄道模型屋 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋盤店 | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオショップ | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオレンタル | 対象 | 3 | |
| | アウトドア用品、スポーツグッズ店 | 対象 | 3 | |
| | ゴルフショップ | 対象 | 3 | |
| | 土産物屋 | 対象 | 3 | |
| | 旅行代理店(店舗) | 対象 | 3 | |
| | アイドルグッズ専門店 | 対象 | 3 | |
| | ネイルサロン | 対象 | 3 | |
| | まつ毛エクステンション | 対象 | 3 | |
| | スーパー銭湯 | 対象 | 3 | |
| | 岩盤浴 | 対象 | 3 | |
| | サウナ | 対象 | 3 | |
| | エステサロン | 対象 | 3 | |
| | 日焼けサロン | 対象 | 3 | |
| | 脱毛サロン | 対象 | 3 | |
| | 写真屋 | 対象 | 3 | |
| | フォトスタジオ | 対象 | 3 | |
| | 美術品販売 | 対象 | 3 | |
| 展望室 | 対象 | 3 | | |

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する 警戒度 | 備考 |
|---------|---------------------|------|-------------|---|
| 大学・学習塾等 | 大学 | 対象 | 2 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | 専門学校 | 対象 | 2 | |
| | 専修学校・各種学校 | 対象 | 2 | |
| | 日本語学校・外国語学校 | 対象 | 2 | |
| | インターナショナルスクール | 対象 | 2 | |
| | 自動車教習所 | 対象 | 3 | |
| | 学習塾 | 対象 | 3 | |
| | オンライン授業 | 対象外 | - | |
| | 家庭教師 | 対象外 | - | |
| | 英会話教室 | 対象 | 3 | |
| | 音楽教室 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋教室 | 対象 | 3 | |
| | 生け花・茶道・書道・絵画教室 | 対象 | 3 | |
| | そろばん教室 | 対象 | 3 | |
| | バレエ教室 | 対象 | 3 | |
| 体操教室 | 対象 | 3 | | |
| 集会・展示施設 | 博物館 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。 |
| | 美術館 | 対象 | 3 | |
| | 図書館 | 対象 | 3 | |
| | ホテル(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 旅館(集会の用に供する部分に限る。) | 対象 | 3 | |
| | 科学館 | 対象 | 3 | |
| | 記念館 | 対象 | 3 | |
| | 水族館 | 対象 | 3 | |
| | 動物園 | 対象 | 3 | |
| | 植物園 | 対象 | 3 | |

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

| 種類 | 施設 | 休止要請 | 解除する警戒度 | 備考 |
|------|-----------------------|------|---------|--|
| 商業施設 | ペットショップ(ペットフード売り場を除く) | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | ペット美容室(トリミング) | 対象 | 3 | |
| | 宝石類や金銀の販売店 | 対象 | 3 | |
| | 住宅展示場(戸建て、マンション) | 対象 | 3 | |
| | 古物商(質屋を除く。) | 対象 | 3 | |
| | 金券ショップ | 対象 | 3 | |
| | 古本屋 | 対象 | 3 | |
| | おもちゃ屋、鉄道模型屋 | 対象 | 3 | |
| | 囲碁・将棋盤店 | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオショップ | 対象 | 3 | |
| | DVD/ビデオレンタル | 対象 | 3 | |
| | アウトドア用品、スポーツグッズ店 | 対象 | 3 | |
| | ゴルフショップ | 対象 | 3 | |
| | 土産物屋 | 対象 | 3 | |
| | 旅行代理店(店舗) | 対象 | 3 | |
| 商業施設 | アイドルグッズ専門店 | 対象 | 3 | 【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 |
| | ネイルサロン | 対象 | 3 | |
| | まつ毛エクステンション | 対象 | 3 | |
| | スーパー銭湯 | 対象 | 3 | |
| | 岩盤浴 | 対象 | 3 | |
| | サウナ | 対象 | 3 | |
| | エステサロン | 対象 | 3 | |
| | 日焼けサロン | 対象 | 3 | |
| | 脱毛サロン | 対象 | 3 | |
| | 写真屋 | 対象 | 3 | |
| | フォトスタジオ | 対象 | 3 | |
| | 美術品販売 | 対象 | 3 | |
| | 展望室 | 対象 | 3 | |

③ 基本的に休止を要請しない施設

飲食店・居酒屋等の食事提供施設については、警戒度3において、営業時間短縮の協力要請を解除
(適切な感染防止対策の徹底を依頼)

令和2年5月14日
知事戦略部戦略企画課
未来創生室政策推進係
内線 2349

新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附の受入について

新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、皆様からの寄附の募集を開始します。

1 寄附金の使途

「ありがとう!!ぐんまメディカルスタッフ応援金」をはじめとした医療従事者に対する支援のほか、感染症拡大防止策や検査・医療体制の整備などに活用させていただきます。

2 募集開始日

令和2年5月15日

3 申込方法及び納付方法

| | 申込方法 | 納付方法 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 個人の方 (ぐんま ふるさと納税) | メール、ファックス、郵送 ※ | 納付書(県指定金融機関にて) |
| | WEBポータル(ふるさとチョイス) | クレジットカード、 コンビニエンスストア、 Amazon Pay など |
| 企業の方 | メール、ファックス、郵送 ※ | 納付書(県指定金融機関にて) |

※申込書は、県HPよりダウンロードできます。

※直接の持参はご遠慮ください。

4 ぐんまふるさと納税の返礼品

今回の寄附に関しては、返礼品はお送りいたしません。

事業者支援について

第1 群馬県感染症対策事業事業継続支援金

1 趣旨

「緊急事態措置」に基づく休業要請・協力依頼に応じ、休業または営業時間の短縮等を行った事業者に対し、事業継続のための支援金を支給。

2 対象者

中小企業者、個人事業者等

3 支援金額

20万円（1事業者）

4 申請期間

令和2年5月13日(水)～6月15日(月)

5 申請方法

(1) オンライン申請

専用ポータルサイトから申請

【URL】 <https://gunma-shienkin.com/>

(2) 郵送申請

申請書類は専用ポータルサイトからダウンロードできるほか、各県行政県税事務所、各市町村、商工会議所等で申請書類を配布

【郵送先】〒370-0845 高崎市新後閑町4-8

感染症対策事業継続支援金受付センター

※持参での受付は行いません。

6 問い合わせ窓口

(1) 申請に関すること

感染症対策事業継続支援金受付センター

電話：050-5371-6437

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

※対面での受付は行いません。

(2) その他支援策に関すること

感染症県内企業ワンストップセンター

電話：027-226-2731

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

午前10時から午後4時まで（土日祝日）

第2 中小・小規模事業者向け主な支援策

国や県の支援策をパッケージにしたリーフレットを作成、県HPで公開

学校休業中の対応について

教育委員会

5月31日までの学校休業中における感染防止の徹底や児童生徒への支援の充実に向け、以下のような対応を行うこととする。

1 臨時休業期間中の生活面等への支援について

- 児童生徒への感染防止を踏まえ、原則的に登校日を設けないこととする。ただし、休業中の児童生徒の状況確認や心のケアに対応できるよう、各学校において電話連絡やメール配信、家庭訪問等を通じて、丁寧に支援する。その際、新入生や配慮が必要な児童生徒については、特にきめ細かな情報共有を図り、個々の児童生徒の実態に合わせて適切な対応を工夫する。また、市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼する。
- 学校体育施設の利用については、原則的に中止とする。なお、放課後児童クラブや放課後等デイサービス等から、支援要請があった場合については、私学・子育て支援課や障害政策課と十分連携を図りながら、感染防止を徹底した上で対応する。
- 自宅での検温の実施等について、保護者に協力を依頼し、生徒の健康管理を徹底する。
- 児童生徒が規則正しく生活し、不安や悩み等がある場合に適切な支援を受けられるよう、朝のメール配信など、定期的に連絡を行い、きめ細かに生徒の状況を確認する。
- 不安や悩み等があり相談が必要な生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも有効に活用しながら、電話相談、Web会議システムを活用した面談、教育支援アプリケーションを活用した指導・支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応する。
- 各学校において、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」等の学校外の相談窓口を改めて周知するとともに、高校生については、リーフレット「いま、悩んでいる君へ」等を活用し、心配な事案についてはすぐに相談できるようにする。 ※1
- 併せて、群馬テレビのオンラインサポート授業の放送の中で心のケアについて語りかけ、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」の窓口を周知する。
- 要保護児童対策地域協議会をはじめ、児童相談所や市町村の福祉部局、各警察署との連携を深め、要注意家庭の状況の確認を適宜行うとともに、心配な家庭の情報共有に努め、児童虐待等の未然防止を図る。また、発生した場合は早期に対応する。
- SNS上のトラブルや犯罪被害等に遭わないよう、SNS等の利用について細心の注意を払うよう指導する。
- 高校生のアルバイトについては、感染の拡大を防ぐ観点から、行わないよう指導する。

2 臨時休業中の学力保障について

- (1) 学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、電話、電子メール、家庭訪問等の様々な手段を通じて、学習の状況や成果をきめ細かく把握しながら、必要な支援を行う。
- (2) 小中学校では、児童生徒の学力保障等に向けて、家庭学習の補助としての「小中学生のためのオンラインサポート授業」の内容を充実させる。
 - 新しい学校に入学したばかりの小学校1年生や中学校1年生、受験を控えた中学校3年生などに対する補足的な学習についても充実させる。
 - 配信授業数については、5月13日（木）現在92本、更に9本制作済み。
 - インターネット環境がない家庭向けに群馬テレビの協力を得て、5月7日（木）から5月29日（金）まで、午前9時から約2時間放映する。 ※2
 - 撮影については、県庁3階動画・放送スタジオを活用し、内容の充実を図る。
 - 上毛新聞紙上で臨時休業中の中学3年生に向けて、義務教育課の指導主事が5教科の効果的な学習方法を助言するという企画が5月19日（火）から10回連続で掲載される。

- (3) 高等学校では、学校のWebページやぐんまスクールネット、教育支援アプリケーション等を積極的に活用して、家庭学習の充実を図る。
- 生徒が計画的に学習を進められるよう、年間指導計画に基づいた学習計画表を作成して、Webページへの掲載や、メール配信等により、生徒・保護者へ周知する。
 - 学校再開後、臨時休業期間における学習状況を適切に評価できるよう、学習記録表を作成し、記録を付けさせたり、課題を提出させたりして、個々の学習状況を適切に把握する。
 - 各学校で各教科の学習動画等を作成し、計画的に学校のWebページへ掲載する。
 - 県教育委員会で、各学校で活用できる学習教材・学習支援動画等を作成し、群馬県総合教育センターのWebページに掲載する。
 - 個別の指導・支援が必要な生徒に対しては、電話やメールなどを利用して、きめ細かに対応する。
 - 就職や進学など、進路に関する情報については、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、必要な情報の収集に努め、学校のWebページに掲載したり、メール・教育支援アプリケーション等で配信したりして、生徒・保護者への周知を行うとともに、進路に関する相談窓口を明確化するなど相談体制を整備して、電話やメールなどで個別に対応する。
- (4) 特別支援学校では、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた課題を作成して配布したり、オンラインサポート授業を積極的に活用したりするなど家庭学習の充実を図る。
- また、手洗い体操や学校探検の他、授業や教職員の紹介場面などをDVD等に録画して幼児児童生徒に配布するなど、各学校が工夫し、丁寧な支援を行う。

3 臨時休業期間の長期化に係る市町村教育委員会との連携について

- 市町村教育委員会と、テレビ会議等の活用により一層の情報共有や連携を深め、臨時休業中の児童生徒へのきめ細かな対応を進めていく。
- 5月12日にTV会議で開催した市町村教育長協議会で、県立学校の段階的な再開についての考え方への理解を求め、市町村立学校再開後における教育課程の見直しや夏季休業の短縮などについて共通理解を図った。更に地方創生臨時交付金を活用した市町村のICT整備の加速化についても依頼を行った。14日、15日でICTの整備促進に向け、担当職員が直接全市町村を訪問し、より詳細な説明及び依頼を改めて行う。

4 学校再開に向けた対応について

- 学校の段階的な再開に向け、県の行動基準や「新しい生活様式」を踏まえた「群馬県版学校再開に向けたガイドライン」の改訂を行う。

※ 1

24時間子供SOSダイヤル

電話相談件数

| | 相談件数総数 | (内) コロナ関係 |
|----|-----------|-----------|
| 1月 | 237 (261) | 1 |
| 2月 | 217 (360) | 5 |
| 3月 | 201 (297) | 65 |
| 4月 | 233 (346) | 68 |

※ () は昨年件数

- ・ 子供からの相談内容 (主なもの さみしい、やることがない、外出できない 等)
- ・ 親からの相談内容 (主なもの 子供がストレスを感じていて不安、生活リズムの乱れ、親子関係が悪くなった 等)
- ・ 3～4月相談内容の特徴：人間関係のトラブルによる相談が減り、コロナ関係の相談が増えた。

※ 2

| ※オンラインサポート授業 (5.13現在アップ数：92本) | | | | | | |
|-------------------------------|----|-------|----|----|----|------|
| | 国語 | 算数・数学 | 社会 | 理科 | 英語 | 保健体育 |
| 小学校低学年 | 5 | 5 | | | | 4 |
| 小学校中学年 | 4 | 5 | | | 1 | 1 |
| 小学校高学年 | 3 | 7 | | | 2 | 2 |
| 中学校1年 | 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 3 |
| 中学校2年 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | |
| 中学校3年 | 2 | 5 | 2 | 6 | 4 | |
| | 20 | 31 | 8 | 11 | 12 | 10 |